

ITU理事会作業部会（2020年2月）の結果概要

総務省 国際戦略局 国際政策課 やまぐち のりふみ
山口 典史

総務省 国際戦略局 国際政策課 なが や よしあき
長屋 嘉明

総務省 国際戦略局 国際政策課 おおつき めみこ
大槻 芽美子

1. 概要

2020年2月3日から14日にかけて、ITU理事会作業部会（Council Working Group：CWG）がITU本部（スイス・ジュネーブ）で開催された。CWGは理事会の下に設置され、理事会における各種課題について更に検討を行うため、年2回開催される。今般の作業部会は5つのクラスターで構成され、財政及び人的資源（CWG-FHR）、児童オンライン保護（CWG-COP）、国際的なインターネット関連公共政策課題（CWG-Internet、オープンコンサルテーションを含む）、世界情報社会サミットと持続可能な開発目標（CWG-WSIS&SDGs、オープンコンサルテーション含む）及び公用6言語の使用（CWG-Language）に関する会合がそれぞれ開催された。これらの作業部会に加え、第6回世界電気通信政策フォーラムに向けた非公式専門家会合（IEG-WTPF-21）及び国際電気通信規則（ITR）のレビューに関する専門家会合（EG-ITRs）が同時期に開催された。

会議には、理事国及びITU事務局等から合計約90件の寄書が提出された。下記2のうち6、7の会合においては、参加者間の立場に大きな差が見られ、小グループでの非公式会合が繰り返し開催され、合意に向けた議論が行われた。日本としては、ITUの効率的な運営を引き続き求めるとともに、電気通信／ICTの枠組みを超えるような新たな技術や課題について、過度な国際ルールを作成につながらないよう各課題に対処した。



■写真1. 会合の様相（©ITU flickr、“ITU Pictures”提供）

2. 主要議題の主な結果概要

1. 財政及び人的資源のための作業部会（CWG-FHR）

2016年理事会決議588にて承認した147百万スイスフランから膨張しているビル建て替え予算について、現在、ホスト国（スイス）ローンと寄付金等で賄うことが可能な資金170百万スイスフランを上限に増額することを2019年9月の臨時理事会において承認した。しかしながら、起こり得るリスクを想定した最悪ケースのシナリオでは、188百万スイスフランが必要とされている。国連のセキュリティ規則やスイス国内規制に適合させるため、建物のセキュリティを確保すべく追加予算が必要であることが報告された。

また、2019年世界無線通信会議（WRC-19）の結果、ソフトウェアの改修などの経費が1.7百万スイスフラン必要であることが報告された。この経費を捻出する方策と、退職職員の健康保健、建物建て替え費など他の経費との優先度を次回理事会で議論する。

2017年に発生したITUアジア太平洋地域事務所（タイ・バンコク）の職員による不正行為事件を発端として、以前から国連の他機関に比べて脆弱であると指摘されていたITUの調査体制の不備が改めて問題視され、事務局内で調査担当職員の新規採用も含めた体制強化の検討が進められているところ、米国から叩き台としての調査機能・手順案が提案され、支持を得て理事会において本案を踏まえた議論がされることとなった。調査体制・権限の在り方は事務局を中心に検討が行われる。

ITUは対象となる加盟国（主に低所得国）に対し、当該国からのITUのイベントや活動への参加者に対して財政的支援（フェローシップ）を行っている。本会合では決議213（PP-18）に基づきフェローシップ付与基準を見直し、低所得国に加えて被災国を対象とするとともに、現在条約関係会議だけがフェローシップ支給対象外となっているところ、支給対象外の会議を無線通信総会（RA）及び世界電気通信標準化総会（WTSA）に拡大するか議論になったが、RAを対象外とすることには合意し、WTSAについては保



留として理事会に送付することとした。

ITU世界テレコムの改革に関して、コンサルティング会社から提案を受け、比較的評価が高い中小企業向けまたは途上国向けのイベントにシフトすること、巡回開催ではなく定点開催とすることなどが提案された。世界テレコムの廃止を唱える加盟国もあるなかで、理事会で世界テレコムの在り方を引き続き議論することとなった。

2. 児童オンライン保護に関する作業部会 (CWG-COP)

本会合ではITUのこれまでのCOP関連活動や各国における事例が報告されたほか、ポーランド、オーストラリア、アゼルバイジャンから各国におけるCOPの取り組みが紹介された。

ITUは2020年1月8～10日に開催されたFuturecasters SummitでCOPキッズセッションを主催、7～13歳の子どものグループがChild Online Protectionイニシアチブのマスコットをデザインした(写真2参照)。

2019年次理事会において合意した児童オンライン保護に関するガイドラインの更新については、事務局から、新興技術と障がいを持つ子どもたちを新たに考慮した最終草案は、2月10日から4月10日まで専門家によりレビューが行われた後、正式に公表予定であることが報告された。



■写真2. Child Online Protectionイニシアチブのマスコット“Sangophone”(愛称“Sango”)。日本の携帯電話であり、3人の子どもを持つ家族と東京に住んでいるという設定。子どもたちがインターネットの危険と戦うことをサポートする革命的な電話をモチーフにしている。

(出典：<https://www.itu.int/en/ITU-D/Cybersecurity/Pages/SaferInternetDay2020.aspx>)

3. 国際的なインターネット関連公共政策課題に関する作業部会 (CWG-Internet)

CWG-Internetでは国際インターネット公共政策課題についてマルチステークホルダーから幅広く意見を聴取する

「オープンコンサルテーション」を毎年行っており、2019年10月から2020年1月にかけて「持続可能な開発に向けた新興電気通信／ICTの活用に関する国際インターネット関連公共政策の課題」というテーマで意見募集が行われ、政府機関、民間企業、市民団体、学術機関等合計で52の団体から、手頃な価格でのアクセス、コネクティビティ、セキュリティ、データプライバシー、教育と訓練、インフラ投資などを含む新興電気通信／ICTの政策に関する意見が提出された。

今回合会では、初日にこれらの意見を紹介するフィジカルコンサルテーションを実施した後、CWG会合において、オープンコンサルテーションにより得られたアウトプットを継続して検討することが推奨された。今後は2020年8月まで、「インターネットコネクティビティの拡大」というテーマで第2回のオープンコンサルテーションが実施される。

この他、ロシアが新興技術に関する国際規則策定に向けて理事会勧告を作成する提案、サウジアラビアが障がい者及び特定のニーズのためのインターネットへのアクセスに関する新理事会決議案を提案していたが、いずれも合意が得られず継続して議論を行うこととなった。

4. WSIS (世界情報社会サミット) 実施に関する作業部会 (CWG-WSIS&SDGs)

会合では、WSISプロセス及びSDGsに関連する活動として、インターネットガバナンスフォーラム2019などの成果が報告された。また、4月に開催される予定であったWSISフォーラム2020の準備状況が事務局から報告された。

議長長の要請に応えアジア太平洋地域代表副議長(イラン)からWSIS及びSDGsプロセスに関する地域的活動が報告された。「地上デジタル放送への移行に関するガイドライン」及び「ICT防災ユニット」に関する日本の貢献も含まれている。報告は歓迎され、他の地域からの報告も要請された。

また、WSIS 15年目のレビューを行うことを過去に提案していたロシアが、再度WSISプロセスの達成状況の分析を行うことを提案したため、複数の国が、レビューは国連総会で2025年に行うことと決議されているとして反対し、本作業部会がITU事務局に対し、証拠に基づく実施状況の分析と今後取り得るオプションについて毎年報告することで合意した。

5. 公用6言語の使用に関する作業部会 (CWG-Language)

本会合では、国連公用6か国語(英語、フランス語、ス

ペイン語、ロシア語、アラビア語、中国語)の利用について、Webページや各種会合文書の6言語化の推進並びに通訳及び翻訳の効率化、コスト低減について議論が行われた。

ITU事務局によるWebページ構成をセクター間で統一するプロジェクトの進捗の説明に対し、参加者からはプロジェクトの遅れが強く指摘された。またアルゼンチン、中国、チュニジア、ロシアが各国の費用負担により行われた機械翻訳活用パイロットプロジェクトの進捗を紹介し、いずれも特定の用語や会合名などで十分な翻訳品質が得られなかったと報告された。併せて電気通信標準化局で開発を進めている機械翻訳エンジンについては2020年内に開発が完了する見込みと報告された。

6. 第6回世界電気通信政策フォーラムに向けた非公式専門家会合 (IEG-WTPF-21)

世界電気通信／ICT政策フォーラム (WTPF) は、電気通信／ICTの規制・政策問題を世界規模で検討することを目的としたフォーラムであり、2021年に第6回会合 (WTPF-21) が、また開催までに4回の準備会合 (IEG-WTPF-21) が開催される予定となっている。WTPFでは規制に関わる文書を作成することはしないが、コンセンサスによりオピニオン文書と、それらの土台となるITU事務総局長レポートが採択される。第2回目となる本会合では、ITU事務総局長レポートの事務局案 (セカンドドラフト) 及びオピニオン案について議論した。

ITU事務総局長レポート案については、前回に引き続き議論の対象を「新興電気通信／ICT」または「新興デジタル技術とトレンド」のどちらかで記載するかで意見が分かれた。これは、2019年理事会で決定されたWTPF-21のテーマに両方の文言が含まれていることが原因の一つである。「新興電気通信／ICT」は明確にITUのマンデート内と言えるが、「新興デジタル技術」とした場合、ITUのマンデート外の内容が含まれる恐れがあるため、日米欧豪は「新興電気通信／ICT」の記載を主張している。どちらかに統一するという努力は適わず、両方の用語を併記し、次回会合で再度議論することとなった。

オピニオン案については構成国から11件のドラフトが提出された。米国、英国がコネクティビティ、持続可能な開発、教育や訓練等、ハイレベルな内容を提案したのに対し、ロ

シア、サウジアラビア、エジプト、ガーナがAI、IoT、OTT、セキュリティ等の具体的な技術やトピックを扱う内容を提案した。会合では、WTPF-21の成果物として最終的に4～6件のオピニオンを作成することが目標とされ、まずは寄書提出国間で類似の内容を統合することを検討し、次回の会合で引き続き議論することとなった。

7. 国際電気通信規則 (ITR) に関する専門家会合 (EG-ITRs)

2019年次理事会でITRの包括的なレビューを実施するための専門家会合に対する付託事項 (ToR) の見直し・改訂が行われ、EG-ITRsは2012年改正のITRについて、電気通信／ICTの新たなトレンドや課題を考慮し、条文ごとにその適用可能性や柔軟性に関する検討を行うこと、またそれらの進捗に関する報告書を2020年及び2021年次理事会に、最終報告書を2022年次理事会に提出し、理事会のコメントを付した同報告書を2022年全権委員会議に提出することとなった。第2回となる今回のEG-ITRsでは、2日間にわたり前文から第4条までの各条文のレビューが行われた。

ITRをめぐるのは、2012年ITRを現在非署名の国を含むより多くの国に適用させたい、そのために必要であれば条文の改正を行いたいとするロシア、中国、サウジアラビア、アフリカ諸国と、ITRそのものを不要とする日米欧豪の間で大きく立場が異なっており、条文ごとのレビューにおいても、サマリーにどのように異なる意見を反映させるかについて議論の時間が費やされた。結果として、レビューのために作成された表に、各条文に対する双方の立場を反映したコメントが追加された。次回のEG-ITRs (2020年9月) ではITRの第5条から第8条及び付録第1につき、それらの適用可能性と柔軟性に関するレビューを行う。

3. 今後の予定*

- ・理事会：6月9日～19日 (スイス・ジュネーブ)
- ・WSISフォーラム：8月31日～9月4日 (スイス・ジュネーブ：4月より延期)
- ・ITU世界テレコム (デジタルワールド)：9月6日～9日 (ベトナム・ハノイ)
- ・理事会作業部会：9月14日～25日 (スイス・ジュネーブ)

* 2020年3月現在